

注記情報〔基本的なスタンス〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>注記情報は、現行の中間財務諸表と同程度に詳細な開示を求める必要があるか</p>	<p>注記の基本的スタンスとしては、四半期財務諸表は現行の中間財務諸表よりも適時な開示を求めているので、海外の基準を参考にして、簡略化を図ることとする。</p> <p>具体的には、「財務諸表利用者は当該企業の直前の年次財務諸表や四半期財務諸表を入手できるという前提に立ち、直前の年次財務諸表等の注記項目で変動していないものや重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を行う。」とする。</p>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし</p> <p>・委員会での審議(9月2日)では、中間財務諸表の注記情報をベースにすると開示の迅速性の観点から問題であるという意見があった一方、現行の証券取引所での四半期開示の注記情報では満足できず中間財務諸表ベースに近づけてもらいたいという意見があった。</p>

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>前事業年度末の会計方針を当期に変更する場合は、原則として、第1四半期から変更しなければならないとするか</p>	<p>直前事業年度に適用した会計方針を当事業年度に変更する場合を除いて、各四半期会計期間の会計方針は前事業年度と同一の会計方針を適用する。</p> <p>直前事業年度に適用した会計方針を当事業年度に変更する場合は、原則として、第1四半期から変更するものとする。</p> <p>第1四半期に会計方針を変更した場合、その旨、変更の理由、前事業年度と同一の会計方針を適用した場合に四半期財務諸表に与える影響額を注記する。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度と四半期の会計方針の首尾一貫性の観点から、会計方針を変更するときは第1四半期から変更すべきである。</li> <li>・企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)により年次の経営成績の測定が左右されてはならない。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間連結財務諸表作成基準と同様、「前事業年度において連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、四半期会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない」旨も四半期会計基準に記載するか。</li> </ul>
<p>第1四半期に変更せず、第2四半期以降に正当な理由により会計方針を変更する場合の取扱いはどのようにすべきか</p>	<p>(1案)</p> <p>以前の四半期、比較期間の財務情報の修正再表示は行わず、影響額は会計方針を変更した四半期会計期間に負担させ、第1四半期に変更しなかった理由及び変更した四半期会計期間前の四半期会計期間に、変更後の会計方針を適用した場合に各四半期財務諸表に与</p>	<p>会計基準</p>	<p>利用者と作成者で意見が分かれている。</p> <p>* 商法との関係(年度財務諸表上での対応)を踏まえ、過年度までは遡及しないことを前提とする。</p>

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>える影響額を注記する。</p> <p>（論拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本にはリステートの実務慣行がないため、現行の首尾一貫の注記と同様の注記を行う。</li> </ul> <p>（2案）</p> <p>第1四半期に遡及して修正再表示を行う。影響額は期首時点で算定し、第1四半期の特別損益に計上する。</p> <p>（論拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期首剰余金への影響がない範囲内であれば、同一事業年度内の四半期財務諸表はリステートが可能であるとも考えられる。</li> <li>・比較情報としての有用性がある。</li> <li>・国際会計基準、米国基準ではリステートが行われている。</li> </ul> <p>* 米国では、SFAS154号により、2005年12月15日後開始会計年度における会計上の変更および誤謬修正について会計原則を自主的に変更する企業は、各年度の比較を容易にするために、公表する財務諸表のすべての年度に変更内容を反映させなければならないとされた（遡及修正）。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は、リステートについては比較可能な情報の確保という点で賛成であるという意見である。一方、作成者は、セグメント情報にも影響して煩雑である、影響額の注記や累計の情報があれば十分ではないか、リステートのレビューを受け45日以内に提出は難しいということ論拠として反対という意見が多い。</li> </ul> <p>なお、遡及修正する場合には、ASBJの検討範囲外ではあるが、監査人において一度レビューした財務諸表が修正されているため、再度レビューをする必要が生じるが対応可能か、レビュー報告書の書式をどのようにするかなども派生論点として考えられる。</p> <p>&lt;検討のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リステート情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。</li> <li>・会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。</li> <li>・四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。</li> </ul>

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>(派生論点) 累積影響額を算定できない場合は、どのようにするか</p>	<p>遡及修正をする場合、第2四半期以降に変更した場合、過去の四半期について影響額を算定することができない場合があるのか、その場合にはどのような開示を行うのかなど、その取扱いの必要性を含め、検討する必要がある。</p>	<p>適用指針 / その他</p>	<p>(米国の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸資産の評価方法を他の方法から後入先出法に変更した場合のように、変更による累積影響額や変更を遡及して行ったと仮定した場合の計算もできない場合、その旨、影響額を算定できない理由、変更の内容、変更を行ったことの正当性の立証、継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益への影響を開示する。</li> <li>・第1四半期後に行った場合は、上記に加え、変更前の各四半期について、継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益への影響と遡及修正後の継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益を開示し、新しく採用した会計原則を変更前の四半期に適用して、変更前の財務情報を遡及修正し、開示を行う。</li> </ul>
<p>重要な誤謬の修正の処理はどのようにするか</p>	<p>当該四半期に発見された同一事業年度の既の開示した四半期又は過年度に起因した重要な誤謬については以下の2案が考えられる。 (1案)</p>	<p>会計基準</p>	<p>専門委員会での議論では、会計方針の変更と誤謬の訂正がセットで議論されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1案では、同一事業年度の過去の四半期に起因</li> </ul>

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>遡及修正せず、重要な誤謬があることを発見した四半期の特別損益とする。同一事業年度の既に開示した四半期に起因するものについては、当該関係科目も明示する。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本にはリステートの実務がないため、遡及修正はしない。</li> <li>発見年度の過年度損益修正として処理するのが年度決算の現行実務であるため、四半期においても過年度及び同一事業年度の過去の四半期に起因するものは同様の扱いとする。</li> </ul> <p>(2案)</p> <p>遡及修正する。過年度に起因するものについては、第1四半期に遡及して修正再表示を行う。影響額は第1四半期の特別損益に計上する。また、当該事業年度の既に開示した四半期に起因するものは、起因する四半期会計期間の当該科目に影響額を負担させる。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較情報としての有用性がある。</li> <li>過年度に係る誤謬と同一事業年度の誤謬は区別し</li> </ul>		<p>するものは、累積情報では特別損益項目には計上されず、3か月間の期間情報のみで損益修正として表示されるという問題が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2案については、会計方針の変更にリステートを導入する案と同様の検討点あり。</li> </ul> <p>&lt;検討のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リステート情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。</li> <li>会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。</li> <li>四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。</li> </ul>

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	て、現行実務から、同一事業年度内の四半期財務諸表はリステート可能であるとも考えられる。		
年度を通じて同一の見積りを適用すべきもの（耐用年数等）について、第2四半期以降に見積りの変更を行うことはできるか。	<p>年度を通じて同一の見積りを適用すべきものは、期首における見積りを年度を通じて適用する。</p> <p>（論拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却資産の耐用年数など、現行実務では、年度を通じて同一の見積りを適用するものとされているものは、年度の途中で見積りを変更することはないと考えられる。</li> </ul>	-	
上記以外の見積りの変更は、どのように扱うか（貸倒実績率の見積りの変更等）	<p>（1案）</p> <p>見積りの変更があった場合、その影響は影響の及ぶ四半期会計期間の損益にし、過去の四半期会計期間に遡及しない。見積りの変更が重要である場合、見積りを変更した旨、変更前の見積りを変更した四半期会計期間に適用した場合の影響額を注記する。</p> <p>（論拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りの変更は将来の損益に影響し、変更があった時点までは正しかったものと考えられるため、遡及修正しない。</li> <li>・海外の基準では、見積りの変更による影響額は変更後の将来期間に反映させるものとされている。</li> </ul>	基準	事務局が提案している（1案）に、特に異論なし。

注記情報〔会計方針等〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<p>(2案)</p> <p>期首からの変更したとみなして算定した影響額を変更した四半期会計期間の損益(過年度への影響額は特別損益、当事業年度の既開示四半期期間に係る影響額は当該科目)に計上する。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りの変更は年度を通して同一の方針、見積り等を適用することが現行実務では多いと考えられるため、見積りの変更は内容により区別せず、すべて期首から変更したものとみなす扱いとする。</li> </ul>		



注記情報〔セグメント情報〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>セグメント別売上高及び営業利益段階の情報開示の範囲について、現行の中間連結財務諸表ベースでよいか</p>	<p>現行の中間連結財務諸表ベースでの開示を行う。 (論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地別セグメント情報、海外売上高も含めて、アナリストからのセグメント情報開示の要望が強い。アナリスト協会のアンケート結果によると9割が現状のベースでの利益までの開示を望んでいる。</li> <li>・作成者サイドが業績の詳細説明をするうえでも、財務諸表利用者サイドが業績を適切に予測するための材料としても営業利益段階までの開示は必要である。</li> <li>・事業の種類別セグメント情報に加えて、所在地別セグメント情報及び海外売上高について現状の中間連結財務諸表ベースでの開示をすることが、実務的に困難という見解は資産関連情報の開示に比して少ない。</li> <li>・金融審ディスクロ報告によると、四半期セグメント情報の財務情報についても投資判断を行うために必要な詳しさのものを求めている。</li> <li>・他の案を採用した場合、第2Qの四半期情報は、現行よりも開示情報が少なくなる。</li> </ul> <p>* 累計情報のみか、当該四半期(3カ月)の情報まで求めるのかは、(連結)損益計算書の開示対象期間との関</p>	<p>会計基準</p>	<p>現行の中間連結財務諸表ベースで意見は一致。 事業の種類別セグメント情報と海外売上高(仕向地向)を開示する案や、事業の種類別セグメント情報のみを開示する案を支持する意見はなかった。</p>



注記情報〔セグメント情報〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
資産関連情報の開示について	<p>係で、引き続き、検討する。</p> <p>直近事業年度末のセグメント別資産金額に重要な変動があったセグメントについては、その事実(資産総額)の開示(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セグメント別資産に大きな変動があった場合は、投資情報として有用である。</li> <li>・セグメント別資産の大きな返答は経営管理上も当然に把握していると考えられるので、実務的にも許容できる負担と思われる。</li> <li>・米国基準(SFAS131、para.33)やカナダでは同様の開示が求められており、国際会計基準もセグメント情報について米国基準に合わせる方向で検討している。</li> </ul>	会計基準	<p>重要な変動があった場合に開示することで意見が一致。</p> <p>資産関連情報の開示は求めないという案や、資産関連情報を年度と同様に開示する案を支持する意見はなかった。</p> <p>なお、たとえば、12月末で事業分離した場合、資産の把握をすぐに行うことが難しい場合があるので、そのような場合の対応には留意する必要があるという意見もあった。</p>
(派生論点)セグメント間の内部売上高又は振替高を区分表示せず、一括表示する表示方法を検討する必要があるか	売上高の表示方法について、現在の中間連結財務諸表のセグメント情報と同様、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高に区分表示する。	会計基準又は適用指針	特に異論なし。

注記情報〔季節的変動〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>売上高に季節的変動がある場合、四半期財務諸表での注記事項はどのように扱うか</p>	<p>定性的情報の説明を記載する(注記事項の記載を含むとともに、損益の前年同期比を記載するものとする。 (論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間連結財務諸表基準及び中間財務諸表作成基準において、季節的変動を注記することが規定されていることから、四半期財務諸表においても、損益を前年同期比で表示するとともに、季節的変動の旨の注記が必要である。</li> <li>・「定性的情報」及び「対前年同期比較」をあわせて開示することで、投資家の判断を誤らせないことになる。</li> <li>・実証研究によると、売上高に季節性のある企業について、投資家は売上高の季節性を織り込んだ意思決定をしていない。当期の四半期利益が前期の同一四半期利益と比較するという分析がアメリカでも浸透していないことを示す。したがって、日本の基準においては、売上高と利益に季節性があることを注記する必要がある。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>事務局案で意見は一致。</p> <p>売上高に季節的変動がある場合、損益の対前年同期比を記載すれば、投資家の損益予測に資するために十分な情報となるため、定性的情報は必要ではないとする案を支持する意見はなかった。</p>

注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
その他の注記情報	<p>上記の基本方針に基づき、一部(四半期特有の会計処理、会計方針の変更、重要な後発事象、継続企業的前提など)を除き、金額が大きく変動しているものを開示する。</p> <p>連結の範囲等に関する記載(連結の範囲、持分法の範囲、連結子会社の中間決算日、重要な会計処理基準等)</p> <p>四半期特有の会計処理については、記載を求める</p> <p>四半期中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載(連結の範囲・持分法の範囲の変更、会計処理及び表示方法の変更等)</p> <p>四半期(連結)財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合は、記載を求める</p> <p>重要な後発事象の注記 四半期決算末日後から四半期報告書提出日ま</p>	会計基準 / 適用指針	<p>有価証券に係る注記及び1株当たり利益の注記以外では、特に意見は分かれていない。</p> <p>なお、1株当たり利益の注記の方法については、損益計算書の開示方法や情報ニーズに依存している。</p> <p>中間連結財務諸表規則第10条</p> <p>中間連結財務諸表規則第11条</p> <p>中間連結財務諸表規則第12条</p>

注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>での間に生じた重要な後発事象（開示後発事象）は記載を求める</p> <p>追加情報の注記</p> <p>投資家が四半期（連結）財務諸表に基づいて企業集団の財政状態及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、開示しなければならない</p> <p>リース取引に関する注記</p> <p>四半期財務諸表を分析するに際して、企業によっては、資産計上していない所有権移転外ファイナンスリースに係る資産の金額、増加・減少は重要な情報であり、資産計上の場合との整合性を図ることも勘案して、原則として記載を求める</p> <p>有価証券に関する注記（満期保有目的の債券で時価の</p>		<p>中間連結財務諸表規則第 13 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 15 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 16 条</p>

注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>あるもの、<b>その他有価証券で時価のあるもの、時価評価されていない有価証券の保有目的、B/S計上金額</b></p> <p>(1案) 企業によっては重要な投資判断情報であるので、<b>原則として、開示を求める。</b></p> <p>(2案) <b>直前期末(又は直前四半期末)と比較して、大きな変動がある場合には、開示を求める。</b></p> <p>継続企業の前提に関する注記 当該情報は投資判断情報として非常に重要なものであるため、直前前事業年度末(又は直前四半期末)と変化がない場合を含め、年現行の中間財務諸表と同様の記載を求める</p> <p>減損損失に関する注記  当該四半期に減損損失を計上した場合に記載する</p> <p>1株当たり四半期純損益金額等の注記</p>		<p>「開示の迅速性を考慮して、開示は求めない。」とする意見は非常に少数であった。</p> <p>&lt;検討のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。</li> <li>四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。</li> </ul> <p>中間連結財務諸表規則第18条</p> <p>中間連結財務諸表規則第62条の2</p> <p>中間連結財務諸表規則第65条</p>

注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>重要な投資判断情報であるので、開示を求める。</p> <p>* 累計のみか、当該四半期（ 3 カ月 ）の情報まで求めるのかは、（連結）損益計算書の開示対象期間との関係で、引き続き、検討することとする。</p> <p>売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記</p> <p>該当する企業の場合には、投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項（現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 B/S の科目の金額との関係）</p> <p>財務諸表相互間の関係を理解するため、記載を</p>		<p>&lt; 検討のポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サイドでは、具体的にどのように利用するのか。</li> <li>・情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるのか。</li> <li>・会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。</li> <li>・タイムリーな作成には困難を要するのか。</li> </ul> <p>中間連結財務諸表規則第 68 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 80 条</p>

注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>求める</p> <p>P/Lの科目を集約表示している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売費及び一般管理費の主な内訳</li> <li>・営業外損益の主な内訳</li> <li>・特別損益の主な内訳</li> </ul> <p>投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める。</p> <p>持分法損益等 (連結財務諸表を作成していない会社)重要な関連会社の状況については、投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める</p> <p>以下の項目は、直前期末(又は直前四半期末)と比較して、大きな変動がある場合には、開示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デリバティブ取引に関する注記</li> </ul>		<p>中間連結財務諸表規則第55条 中間財務諸表規則第46条、47条 中間財務諸表規則第49条、50条</p> <p>中間財務諸表規則第5条の7</p> <p>現行の中間連結財務諸表と比較して軽減される。</p> <p>中間連結財務諸表規則第17条 デリバティブ取引は、企業によっては重要な投資判断情報であるので、原則として、開示を求め</p>



注記情報〔その他の注記情報〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保資産の注記</li> <li>・ 偶発債務の注記</li> <li>・ 手形割引高及び裏書譲渡高の注記</li> <li>・ 1株当たり純資産額の注記</li> <li>・ 特別法上の準備金等の注記</li> </ul>		<p>る。」案や「開示の迅速性を考慮して、開示は求めない。」案を支持する意見はなかった。</p> <p>中間連結財務諸表規則第19条</p> <p>中間連結財務諸表規則第40条</p> <p>中間連結財務諸表規則第41条</p> <p>中間連結財務諸表規則第46条</p> <p>中間連結財務諸表規則第47条</p>
<p>金額が変動している場合の重要性の判断は、直前事業年度末と直前四半期末のどちらを規準として行うべきか</p>	<p>徐々に増加又は減少していく場合と、大きく四半期ごとに変動する場合を想定すると、適切に期間比較可能性を確保から、直前事業年度末と直前四半期末の2つを判断規準とする。</p>	<p>適用指針</p>	<p>特に意見なし</p>